

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【公開番号】特開2009-49550(P2009-49550A)
 【公開日】平成21年3月5日(2009.3.5)
 【年通号数】公開・登録公報2009-009
 【出願番号】特願2007-211708(P2007-211708)
 【国際特許分類】

H 0 4 L 12/66 (2006.01)

H 0 4 M 3/00 (2006.01)

【 F I 】

H 0 4 L 12/66 A

H 0 4 M 3/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月5日(2010.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

S I P G W 1 0 が例えば加入者(ユーザ)宅内に設置され、宅内端末 U A 2 0 と公衆 I P 網 4 0 との間に位置する。例えば、ホームネットワークと公衆網 4 0 の境界に位置することができる。端末 U A 2 0 と通信先 U A 3 0 間で、I P ネットワーク 4 0、S I P G W 1 0 を介してセッションが接続される。このようなネットワーク構成において、該加入者の加入サービス契約により、宅内から使用可能な最大セッション数(この例では2セッションと仮定する)が予め規定されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

図6(a)に示すテーブルは、すでに最大セッション数に達するセッションが通信中の場合の例である。この例では、セッション管理番号 S 1 のセッションでは、セットトップボックスである端末 U A - A 2 1 (U R I : s t b - t a n a k a @ h o m e 1 . c o m) と、ビデオ配信サーバである通信先 U A - a 3 1 (U R I : d o w n l o a d @ i c p 2 . c o m) とが、セッション I D a a a で接続されている。また、セッション管理番号 S 2 のセッションでは、PCである端末 U A - B 2 2 (U R I : v i d e o c o n - t a n a k a @ h o m e 1 . c o m) と、テレビ会議サーバである通信先 U A - b 3 2 (U R I : v i d e o c o n @ c o m p a n y 1 . c o m) とが、セッション I D b b b で接続されている。